

Ⅱ サブWG検討結果1：輸出関連業務（SIR/EIR）及び インボイス業務（IVA）の改善（中間報告）

2014年11月14日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



1-1. SIR・IVA関連サブWGにおける検討結果

SIR・IVA関連サブWGについては、平成26年8月から4回にわたって開催し、以下のとおり取り纏めを実施した。

海 上			
項番	項 目	サ ブ W G 検 討 結 果	備 考
【SIR業務の位置づけと後続業務との関連を整理】			
①	SIR業務と後続業務との業務フローの再整理	<ul style="list-style-type: none"> ・海上における輸出については、B/L関連と申告関連を別の業務フローとして整理する。 ・B/L関連については、SIRをACLの上流情報と位置付け、SIRの項目はACLの項目に原則として合わせる。(SIRをACLの先行業務として必須化するものではない。) ・申告関連については、ECR-EDA(一部：IVA-IVB-EDAを基本ルートとして、この間の業務項目は可能な限り統一性を持たせる。 ・ただし、SIRの情報のうち、ECR、IVAに利用可能な項目については、情報の流用(呼出し)を可能とする。(IVA業務時にSIR業務から情報を呼出す新規機能を追加) 	別紙1 別紙2
②	SIRと船腹予約情報登録業務及びブッキング情報登録との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ブッキング情報登録(BKR)の項目のうち、SIR業務に流用可能な項目について、呼出しを可能とする。 ・ブッキング情報登録(BKR)の先行業務として「船腹予約情報(荷主→船会社等)」登録業務を新設する方向で検討する。 	
【SIR業務の入力項目について後続業務との関連を踏まえて整理】			
③	BKR/SIR/ECR/IVA/EDA/ACL等の関連業務における項目の検討	マッピング表を作成、項目遷移の整理及び項目内容の統一化を検討する。(継続検討)	
【IVA業務の見直し】			
④	IVA業務の位置づけと情報連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・IVA業務は商業用インボイスとしての利用を最優先せず、プロフォーマインボイスとしての利用を前提とする。(商業用インボイスとしての利用を否定するものではなく、商業用としての利用は引き続き視野に入れる。) ・PAA(Pan Asian e-Commerce Alliance)*フォーマットへの準拠は継続する。 (※PAA:東/南東アジア地域において、電子商取引又は貿易関連のシステムの構築・運用を通じて各種サービスを提供する事業者が集まった企業アライアンス) ・SIRの項目のうちIVAで利用可能な項目については、呼出しを可能とする(新規機能)。 ・IVA業務の荷主以外の利用については、継続検討とする。 	

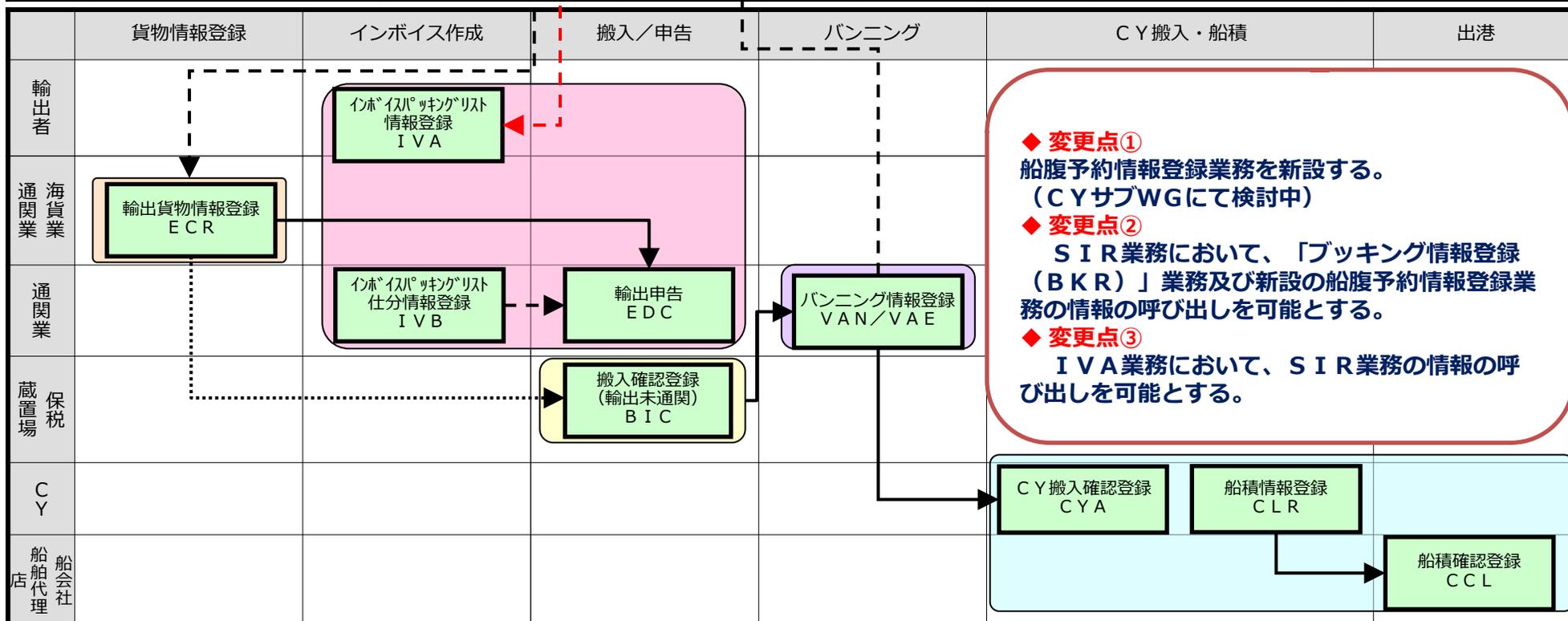
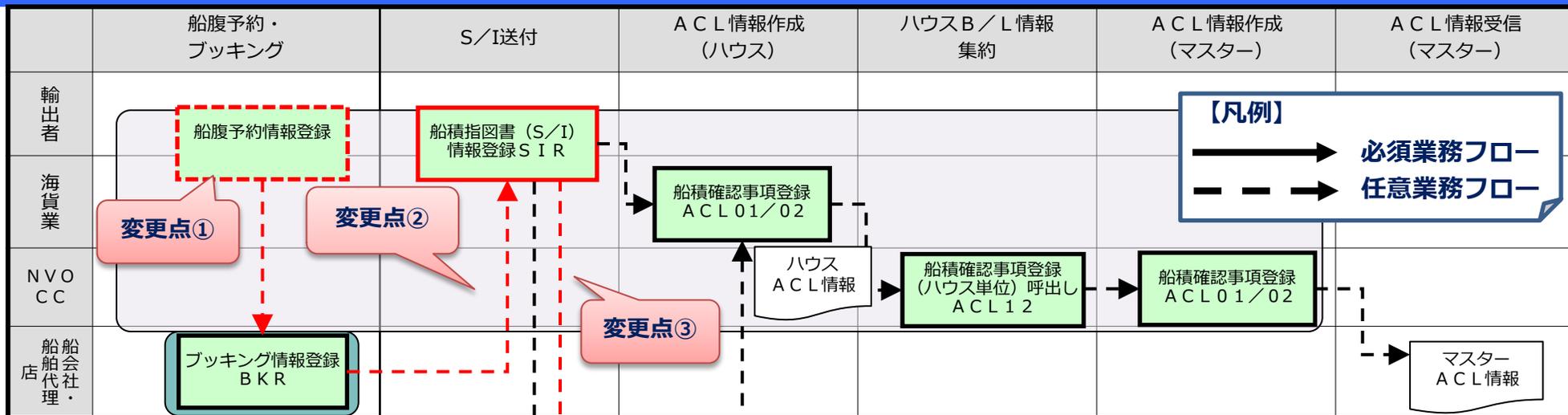
1-2. S I R ・ I V A 関連サブWGにおける検討結果

海 上			
項番	項 目	サ ブ W G 検 討 結 果	備 考
【 I I R 業務】			
⑤	I I R 業務の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ I I R 業務は、後続業務との連携を一部実施する方向で検討する。 ・ I I R 業務で荷主から送信される「荷主リファレンス番号」「荷主セクションコード」について、I D A 業務で流用（呼出し）可能なるよう I D A 業務の入力項目に追加を検討する。 	別紙3

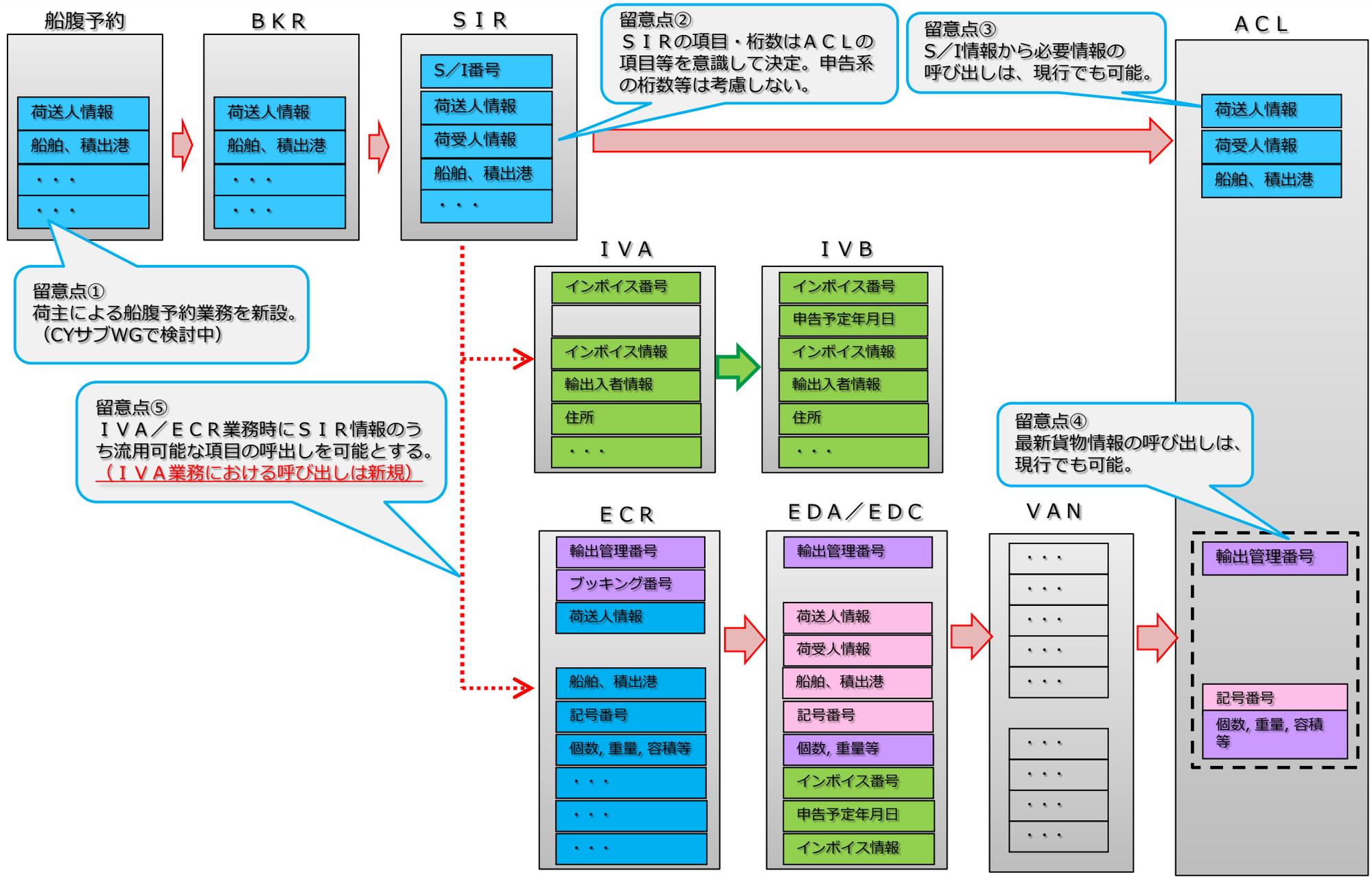
航 空			
項番	項 目	サ ブ W G 検 討 結 果	備 考
【 E I R 業務の位置づけと後続業務との関連を整理】			
⑥	E I R 業務と後続業務との業務フローの再整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ E I R の情報のうち、I V A に利用可能な項目については、情報の流用（呼出し）を可能とすることを検討したが、第6次 N A C C S では見送りとする。 	
【 I V A 業務の見直し】			
⑦	前記海上④に同じ	前記海上④に同じ	

そ の 他			
項番	項 目	サ ブ W G 検 討 結 果	備 考
【業務の統廃合】			
⑧	S I R 業務と E I R 業務の統合等	<ul style="list-style-type: none"> ・ S I R 業務と E I R 業務の統合について、第6次 N A C C S では見送りとする。 ・ 現行 S I R 業務を廃止し、現行 S I R 0 2 業務を新 S I R 業務とする。 ・ 現行 E I R 業務を廃止し、現行 E I R 0 2 業務を新 E I R 業務とする。 ・ 現行 I V A 業務を廃止し、現行 I V A 0 2 業務を新 I V A 業務とする。 	

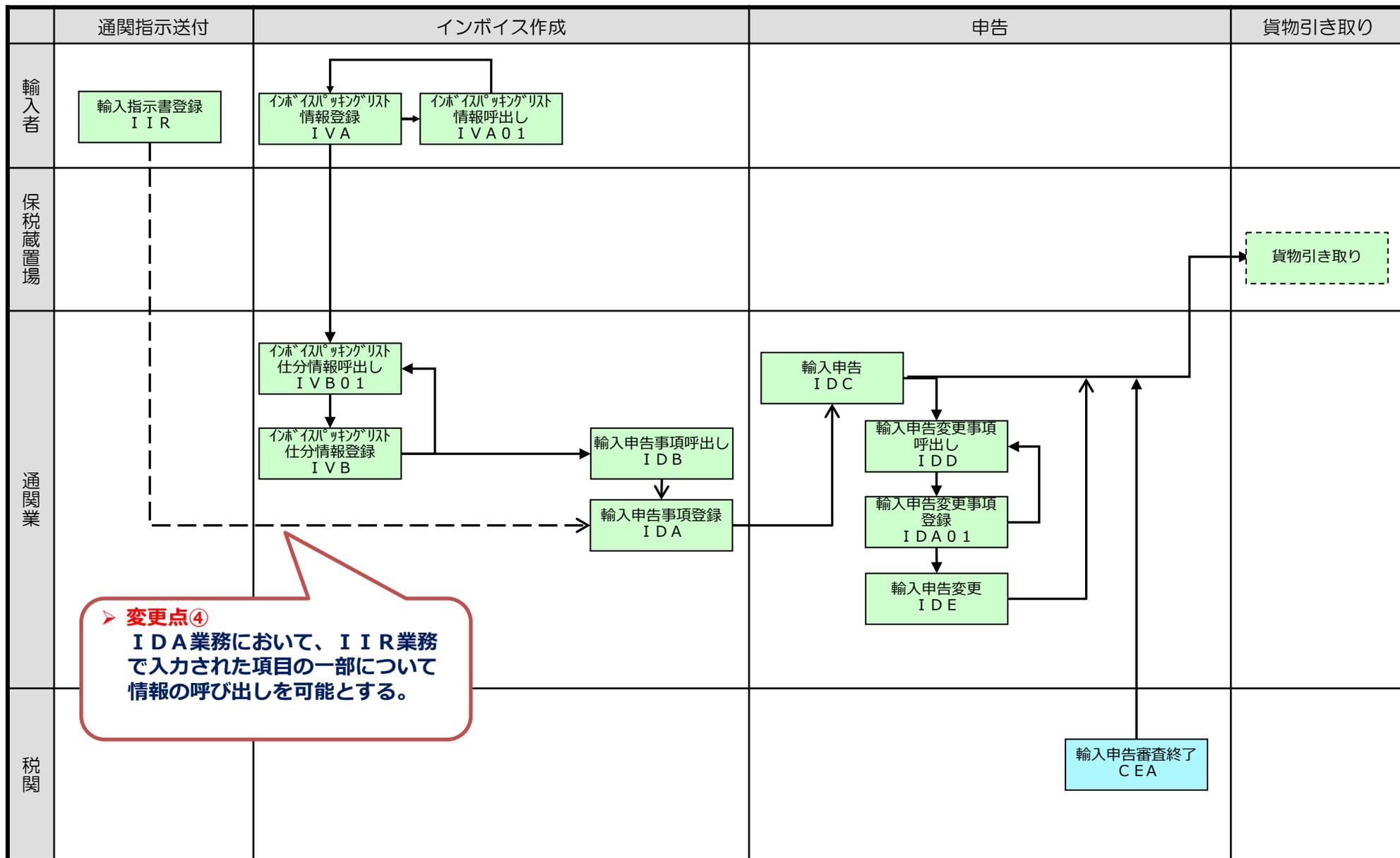
2. 別紙1：改善案を基に修正した海上輸出業務フロー



3. 別紙2：SIR/I VA情報連携案を基に修正した入力情報遷移イメージ【海上】



4. 別紙3：改善案を基に修正した海上輸入通関業務フロー



5-1. SIR・IVA関連サブWG 現行プログラム変更要件一覧

SIR・IVA関連で挙がっているプログラム変更要件及び個別検討Gで挙がった変更要件について、検討内容と結果は次のとおり。

項番	プロ変項番	項目	要望元	検討事項及び意見等	検討内容（回答）	実施可否
1	空2	IIR入力項目の追加	日本貿易会	輸入指示書登録（IIR）業務の共通部4.通関方法の選択肢に、以下の項目を追加してほしい。 「HT（引取・納税申告）」「H（引取申告）」「T（特例申告）」	実施する	○
2	空3	IIR IVA IDA	日本貿易会	IIR業務で入力された延納担保番号などを、IVA及びIDA業務で利用できるようにしてほしい。	海上については、実施する方向で検討をする。	○
3	空10 81	管理資料	日本貿易会	NACCSとCCISの許可データ項目に相違があるが、CCIS同等の情報を提供してほしい。特に以下の項目。 ①申告変更事項登録情報 ②修正申告・更正の請求情報。	-	① - ② -
4	空82	IVA	日本貿易会	IVA業務にて入力された品物明細を、PDF化に出来るようにしてほしい。	要望元から取り下げ。	×
5	空83	IVA	日本貿易会	IVA業務について、通関業が訂正入力を可能としてほしい。 <u>詳細</u> ①IVAが価格、数量を未定で送信された場合（仮IVA）、通関業者が数量、金額を変更でき、修正結果を輸出者に送信出来るようにしてほしい。 ②通関業者により作成されたインボイスの仕上がりを荷主が確認をする事が出来る機能を検討して欲しい。	本要望を実現した場合、特定の荷主と通関業者の関係においてはメリットが生まれるが、責任の所在が不明確になる等の懸念が大きいことから、サブワーキングとしては、実施しない方向とする。ただし、検討課題として引き続き検討を行う。	×
6	日本貿易会個別	IVA	日本貿易会	NACCSにおけるインボイス機能を通関用か商業用インボイスのどちらに軸を置くか明確にして欲しい。	通関用（プロフォーマ）インボイスとしての利用を前提とする。	○
7	空85	IVA IVB	日本貿易会	輸出入者郵便番号の桁数設定が、IVA業務は9桁、IVB業務は7桁になっている為、IVA業務で入力した郵便番号が、IVB業務に引継がれるようにしてほしい。	現行IVA02が新IVAとなることから、郵便番号の桁数は7桁に統一され、後続のIVB業務に引継が可能となる。	○
8	海2	SIR ACL01	日本貿易会	SIR業務のブッキング番号、積載予定船舶番号、コンテナ本数の項目が、ACL業務に継承出来るようにしてほしい。	ACL業務とSIR業務における項目・桁数等については、可能な限り整合性を図る方向で実施する。	○

5-2. S I R ・ I V A 関連サブWG 現行プログラム変更要件一覧

項番	プロ変項番	項目	要望元	検討事項及び意見等	検討内容（回答）	実施可否
9	海68	S I R	日本貿易会	申告予定者と海貨業者が同一法人の場合は、S I R業務の申告予定者がA C L業務の海貨業者コードに自動セットされる機能を追加してほしい。	システムで判断することは困難なため実施しない。	×
10	海69	S I R E I R	日本貿易会	<p>N A C C S と船社のシステムとを連携させて、船社の入力するブッキング情報（船会社コード等の各種コード）を活用できるようにしてほしい。</p> <p><u>詳細</u></p> <p>①現行N A C C S において、船社の入力したB O O K I N G 情報を利用（連携）させる事を検討して欲しい。</p> <p>②ブッキング情報とS I R, E I R との関連付けを行い、積揚地コードや船舶コード等本船に関する情報をS I R, E I R にひも付けることにより、これらがA C L, E D A において呼び出し可能となり、業者の入力の手間、ミスを軽減させることができる。</p> <p>③現行N A C C S において船社の入力したC a l l S i g n 情報を利活用し、連携させる事を検討していただきたい。或いは、本船名、船会社を利用可能とする仕様として頂きたい。</p> <p>④現行N A C C S において、U N / L o c o d e 情報を利活用し、連携させる事を検討して頂きたい。</p>	S I R 業務においてB K R 業務で入力された項目の流用を可能とする。また、ブッキング情報登録に先行する船腹予約業務を新たにシステム化することを検討する。（C Y サブWG にて検討中）	○
11	海70	S I R E I R	日本貿易会	荷主としてA C L 業務の情報だけではなく、B / L 情報も入手出来るようにしてほしい。	N A C C S ではB / L 情報が無いため、実施しない。	×
12	海71	S I R I V A	日本貿易会	同一船積みのS I R 業務と、I V A 業務を関連づける仕組みがほしい。	S I R 業務とI V A 業務における情報連携を実施する。	○
13	海80	S I R I V A	日本貿易会	<p>S I R 業務とI V A 業務で共通する以下の見直して欲しい。</p> <p>①共通する項目の桁数を揃えて欲しい。</p> <p>②項目の同名異議語、異名同義語の整理をして欲しい。</p> <p>③住所欄が分割入力と一括入力の二つある。</p> <p>④項目の属性</p>	S I R 業務の項目はA C L 項目に合わせる方向で見直すことから、I V A との関係においては項目の共通化は実施しない。ただし、S I R 情報のうち、I V A に流用可能な項目については、その流用を可能とする。	○
14	日本貿易会個別	S I R	日本貿易会	S I R の「荷送人コード」がE D A 「輸出者コード」に連動している為、I V A に「輸出者コード」を登録してもE D A の「輸出者コード」が反映されてこない。I V A の輸出者コードが、E D A の輸出者コードに連動されるのが正しい流れではないか？	情報流用時における項目の整理、優先順位等については必要な見直しを実施する。（項目間連携は別途継続検討とする。）	○

5-3 . S I R ・ I V A 関連サブWG 現行プログラム変更要件一覧

項番	プロ変項番	項目	要望元	検討事項及び意見等	検討内容（回答）	実施可否
15	日本貿易会個別	I V A	日本貿易会	<p>PDFフォームの追加と、それに伴うXMLマッピングの見直し。 <u>詳細</u> ① P A Aフォーマットと同期を取りたい。 ② 一般的なインボイスに近い帳票レイアウトにして欲しい。 ③ 以下の項目がXMLフォーマットにマッピングされていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ F O B 価格 ・ F O B 価格加減額 ・ 運賃 ・ 運賃支払地 ・ 船積諸費用通貨コード1 ・ 船積諸費用通貨コード2 ・ 内陸運送費用 ・ 保険料 ・ 保険料加減額 <ul style="list-style-type: none"> ・ F O B 価格通貨コード ・ F O B 価格加減額通貨コード ・ 運賃通貨コード ・ 船積諸費用1 ・ 船積諸費用2 ・ 船積諸費用種類2 ・ 内陸運送費用通貨コード ・ 保険料通貨コード ・ 保険料加減通貨コード 	<p>P A Aフォーマットとの同期については、必要な見直しを実施する。また。帳票レイアウトについては、入力項目が整理された以降に提案を行う。</p> <p>（※ P A Aフォーマット：アジア9カ国・地域で構成する通関システムプロバイダーが提供する共通フォーマット）</p>	○
16	日本貿易会個別	I I R	日本貿易会	<p>出港前24時間前ルール of 業務（A M R, A H R）と連携させる。 B / L 番号をキーにして、輸入者が情報を後続（I I R）で利用を可能としたい。</p>	<p>A M R等との連携要望は取り下げ。 代替案としてA / N（Arrival / Notice）のシステム化による連携を検討したが、A / N到着時点では輸入荷捌依頼書の作成が完了しているケースが多く、タイミング的に合わない判断し、A / Nとの連携も見送る。</p>	×
17	日本貿易会個別	I I R	日本貿易会	<p>輸入者が輸入荷捌依頼書の内容（申告価格等）をI I R情報として登録するので、後続の通関・海貨業者で利用したい。</p>	<p>海上については、実施する方向で検討をする。</p>	○
18	日本貿易会個別	I I R	日本貿易会	<p>I I R業務の項目をI D A業務へ連携</p>	<p>海上については、実施する方向で検討をする。</p>	○
19	日本貿易会個別	I I R I D A	日本貿易会	<p>S I R業務の荷主セクションコード、I I R業務の荷主リファレンスナンバー、荷主セクションコードの項目を後続業務に連携</p>	<p>海上については、輸出入申告業務等における入力・出力項目として、荷主リファレンスナンバー / 荷主セクションコードの追加を検討する。</p>	○
20	日本貿易会個別		日本貿易会	<p>輸出許可通知書には荷主セクションコード、輸入許可通知書には荷主リファレンスナンバー、荷主セクションコードを出力</p>	<p>上記19に同じ</p>	○